

いて会合を持っても現状は回復傾向にならない。■は土地が商品になれば行政を恫喝したりしてことを進めようとするが、熱海の物件すべてが現在商品となっていないため、のらりくらりとしているしか思えない。

赤井谷残土については、7月8日までに現況図及び施工計画を提出すると言っていた。窓口は、■又は■が担当する。

残土の話終了後廃棄物の話に移る。(ここで建設課退席)

廃棄物課より報告を求めた事項について、■より回答を得た。

引き続き今後の対応を聞くと今までいろいろ言ってきたが、ガラハゴスが手に入らないし、料金及び消耗品代が多額になるので、■に搬出するしかないと思っている。早急に計画書を提出する。

最後に工事の優先順位について協議した。

1. 日金町のガラを中段まで20m程度移動
2. C工区横の廃棄物を■に搬出
3. 赤井谷の残土処理

平成23年6月23日 ■来庁

重機を日金に入れたことを不満に思っている。優先順位は伊豆山ではないのか?4/1に危険だから早く作業をするよう指示してほしかった。建設課(市)はもっと積極的に指導してもらわなければ困る。

等々

自分が仲介者であるため■との約束を履行してもらわなければ契約不履行となる恐れがあるため、市に積極的な指導を依頼していると思われる。

平成23年6月27日 県庁公園緑地課 ■、■、熱土■と協議

土採取等規制条例で監督処分を視野に入れているので、風致地区条例でも同様な処分が可能か県と協議を行ったが明確な方向性は出てこなかった。

県でも事例がなく、個別に判断するしかない、■担当、弁護士等に相談して再度協議を行っていくこととした。赤井谷及び伊豆多賀駅裏通路工事の風致地区内行為の許可申請書等(写真、顛末等)を県庁に送付して情報の共有化を図ることとした。

平成23年6月30日 現地調査 変化はないが自然緑化がやや進んできた。

平成23年7月1日 热土■に赤井谷、多賀の資料を渡した。午後から県庁へ出張するので公園緑地課の分も依頼した。

平成23年7月7日 ■より電話連絡

健福に了解を得て12日までに日金町を片付け、その後赤井谷に入りたいと連絡があった。当方は、今すぐ赤井谷の作業を要求しているわけではない。明日までに土採取等規制条例の図面の提出を求めていた。建設課と協議するよう指示した。また、日金町が中途半端にされることが一番困るので健福がOKを出すまで日金の作業を進めるよう強く要望した。

平成23年7月11日 公園緑地課 ■から電話連絡

工期切れ・許可内容と相違工事が行われている以上、是正(改善)命令は妥当であると思われる。昭和55年及び平成1年に命令した実績があるので、熱土経由で資料を貸し出す。方法及び時期については再度協議が必要である。

再度相手を呼び出し、監督処分すると通告したほうがよい。(変更手続き及び施工方法を変更するよう指導してもなお応じない場合に監督処分)

同日 ■、■来庁

■、■、■、(■)、■、■

日金町はある程度(下の家に対する最低限の防災工事)終わった。健福からも赤井谷に重機を移動していいと言われている。(■に確認したところ、やむを得ない回答もらう。)13日にトレーラーを手配しているが、問題ないかと相談受ける。(4月に重機を搬入したが、施工計画書が未提出のため工事が中